

横浜国立大学における授業の欠席に関する取扱要項

令和6年11月25日
教務厚生部会長決定

(目的)

第1条 この要項は、横浜国立大学(以下「本学」という。)が、やむを得ない事由により学生の通学が困難となった場合における授業の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 本学の学生が次の各号の事由によりやむを得ず授業を欠席した場合は、単位認定要件に係る欠席扱いとしない。

- (1) 親族が死亡した場合
- (2) 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患した場合
- (3) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に規定する裁判員又は裁判員候補者に選任された場合
- (4) その他授業開講部局長が必要と認める場合

(授業の欠席の連絡)

第3条 前条に定める授業の欠席については、当該学生の所属学部又は大学院が定める方法により、学生が授業担当教員へ連絡する。

2 授業担当教員は、別表1の備考(提出書類等の例示)を参照のうえ、学生に関係書類の提出を求めることができる。

3 第1項の連絡については、当該事由発生後直ちに行うことを原則とする。連絡期限は各学部、大学院が定めるところによるものとし、定めがない場合は当該事由発生後2週間以内とする。

(授業の取扱い)

第4条 前条による授業の欠席の連絡を受けた担当教員は、当該学生が履修上不利とならないように、合理的な範囲で配慮する。

(授業の欠席期間中の定期試験の取扱い)

第5条 授業の欠席期間中の定期試験に関する追試験等の取扱いについては、別に定めるところによる。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要項は、令和6年11月25日から施行する。

別表1(第3条関連)

事項	期間	備考(提出書類等の例示)
<p>親族が死亡した場合 (第2条第1号)</p>	<p>① 配偶者【死亡した日から起算して連続7日以内】 ② 1親等【死亡した日から起算して連続7日以内】 ③ 2親等【死亡した日から起算して連続3日以内】 ④ 3親等【死亡した日から起算して連続1日以内】</p> <p>葬儀のために遠隔の地に赴く場合にあっては、それぞれ往復に要する日数を加える。</p>	<p>「会葬礼状」等通夜又は葬儀の日程がわかるものの写し</p>
<p>学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患した場合 (第2条第2号)</p>	<p>学校保健安全法施行規則第19条に規定する出席停止期間</p>	<p>医療機関発行の診断書又は治療証明書等の写し</p>
<p>裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に規定する裁判員又は裁判員候補者に選任された場合 (第2条第3号)</p>	<p>裁判員候補者として、裁判員選任手続のために裁判所に出頭した場合又は裁判員として選任され、裁判(公判、評議、評決等)に参加した場合において、必要と認める期間</p>	<p>裁判所からの呼出状又は出頭証明書の写し</p>